

立川市非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条第 1 項の規定による。

立川市非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員公務災害補償条例（昭和42年立川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、 <u>障害</u> 又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、 <u>精神若しくは身体の障害</u> （以下「心身障害」という。）又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
(通勤) 第2条の2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次の各号に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。 (1)略..... (2) 就業の場所から勤務場所への移動で次に掲げるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定及びこれに類する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。） ア略..... イ 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動 (ア) 労働者災害補償保険法第3条第1項の適用事業に係る就業の場所	(通勤) 第2条の2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次の各号に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。 (1)略..... (2) 就業の場所から勤務場所への移動で次に掲げるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定及びこれに類する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。） ア略..... イ 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動 (ア) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

(イ)及び(ウ)略.....	(イ)及び(ウ)略.....
2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項に規定する通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって次の各号に掲げるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。	2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項に規定する通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって次の各号に掲げるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。
(1)～(4)略.....	(1)～(4)略.....
(5) 負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあっては、職員と同居している者に限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）	(5) 負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び <u>職員と同居している</u> 次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）
ア及びイ略.....	ア及びイ略.....
(傷病補償年金)	(傷病補償年金)
第 7 条の 2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 月を経過した日において、次の各号に該当する場合又は同日後次の各号に該当することとなった場合には、傷病補償年金として、当該状態が継続している期間、別表第 1 に定める傷病等級に応じ、1 年につき同表に定める金額を毎年支給する。	第 7 条の 2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 月を経過した日において、次の各号に該当する場合又は同日後次の各号に該当することとなった場合には、傷病補償年金として、当該状態が継続している期間、別表第 1 に定める傷病等級に応じ、1 年につき同表に定める金額を毎年支給する。
(1)略.....	(1)略.....
(2) 当該負傷又は疾病による <u>障害</u> の程度が、別表第 1 に定める傷病等級に該当すること。	(2) 当該負傷又は疾病による <u>心身障害</u> の程度が、別表第 1 に定める傷病等級に該当すること。
2略.....	2略.....

3 傷病補償年金を受ける者のその障害の程度に変更があったため、新たに別表第1に定める他の傷病等級に該当することとなったときは、新たに該当することになった傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金を支給しない。

(障害補償)

第8条略.....

2及び3略.....

4 前項第1号の定めによる障害等級による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えないものとする。ただし、同号の定めによる障害等級が第7級以上になるときは、この限りでない。

5～7略.....

(遺族補償年金の受給権者)

第11条 遺族補償年金を受けることのできる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあっては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)～(3)略.....

(4) 前3号に掲げる要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある状態（以下「障害の状態」という。）

3 傷病補償年金を受ける者のその心身障害の程度に変更があったため、新たに別表第1に定める他の傷病等級に該当することとなったときは、新たに該当することになった傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金を支給しない。

(障害補償)

第8条略.....

2及び3略.....

4 前項第1号の規定による障害等級による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えないものとする。ただし、同号の規定による障害等級が第7級以上になるときは、この限りでない。

5～7略.....

(遺族補償年金の受給権者)

第11条 遺族補償年金を受けることのできる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあっては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)～(3)略.....

(4) 前3号に掲げる要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身障害がある状態（以下「重度障害の状態」とい

<p>であること。</p> <p>2及び3略.....</p> <p>(遺族補償年金の支給額)</p>	<p>う。) であること。</p> <p>2及び3略.....</p> <p>(遺族補償年金の支給額)</p>
<p>第12条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。</p>	<p>第12条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額。ただし、55歳以上の妻又は<u>障害</u>の状態にある妻であるときは、補償基礎額に175を乗じて得た額</p>	<p>(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額。ただし、55歳以上の妻又は<u>重度障害</u>の状態にある妻であるときは、補償基礎額に175を乗じて得た額</p>
<p>(2)～(5)略.....</p> <p>2及び3略.....</p>	<p>(2)～(5)略.....</p> <p>2及び3略.....</p>
<p>4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができる者がいる場合において、その妻が次の各号の一に該当することになったときは、その該当することになった月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。</p>	<p>4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができる者がいる場合において、その妻が次の各号の一に該当することになったときは、その該当することになった月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。</p>
<p>(1) 55歳になったとき。ただし、<u>障害</u>の状態にあるときを除く。</p> <p>(2) <u>障害</u>の状態になり、又はその事情がなくなったとき。ただし、55歳以上であるときを除く。</p> <p>(遺族補償年金の受給権の消滅等)</p>	<p>(1) 55歳になったとき。ただし、<u>重度障害</u>の状態にあるときを除く。</p> <p>(2) <u>重度障害</u>の状態になり、又はその事情がなくなったとき。ただし、55歳以上であるときを除く。</p> <p>(遺族補償年金の受給権の消滅等)</p>
<p>第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当することになった場合においては、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。</p>	<p>第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当することになった場合においては、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。</p>
<p>(1)～(4)略.....</p> <p>(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3</p>	<p>(1)～(4)略.....</p> <p>(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3</p>

<p>月31日が終了したとき。ただし、職員の死亡の時から引き続き<u>障害</u>の状態の状態にあるときを除く。</p>	<p>(6) <u>障害</u>の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹にあっては、その事情がなくなったとき。ただし、夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。</p>	<p>2略.....</p>	<p>(遺族補償一時金の支給要件)</p>
<p>第15条 遺族補償一時金は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p>	<p>(1)略..... (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に係る既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の<u>定め</u>により支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。</p>	<p>付 則</p>	<p>1略.....</p>
<p>2 この条例の適用日前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡したとき（この条例の適用日前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の適用日後に<u>障害</u>となり、又は死亡したときを含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。</p>	<p>3～18略.....</p>	<p>19 遺族補償一時金の額は、当分の間、第17条第1項の規定にかかわらず、補償基礎額に400を乗じて得た金額に次の各号に掲げる者の区分に</p>	<p>月31日が終了したとき。ただし、職員の死亡の時から引き続き<u>重度障害</u>の状態にあるときを除く。</p>
<p>月31日が終了したとき。ただし、職員の死亡の時から引き続き<u>重度障害</u>の状態にあるときを除く。</p>	<p>(6) <u>重度障害</u>の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹にあっては、その事情がなくなったとき。ただし、夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。</p>	<p>2略.....</p>	<p>(遺族補償一時金の支給要件)</p>
<p>第15条 遺族補償一時金は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p>	<p>(1)略..... (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に係る既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の<u>規定</u>により支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。</p>	<p>付 則</p>	<p>1略.....</p>
<p>2 この条例の適用日前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡したとき（この条例の適用日前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の適用日後に<u>心身障害</u>となり、又は死亡したときを含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。</p>	<p>3～18略.....</p>	<p>19 遺族補償一時金の額は、当分の間、第17条第1項の規定にかかわらず、補償基礎額に400を乗じて得た金額に次の各号に掲げる者の区分に</p>	<p>月31日が終了したとき。ただし、職員の死亡の時から引き続き<u>重度障害</u>の状態にあるときを除く。</p>

応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額（第15条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額）とする。

(1)略.....

(2) 第16条第1項第3号に該当する者のうち職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は障害の状態にある3親等内の親族 100分の175

(3)略.....

20~24略.....

25 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について付則別表第3の左欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第18条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を差し引いた残額未満である場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、100円に切り上げるものとする。

26及び27略.....

別表第1（第7条の2関係）

種別	傷病等級	金額
.....略.....略.....略.....

備考 この表に定める傷病等級に応ずる障害については、省令別表第

応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額（第15条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額）とする。

(1)略.....

(2) 第16条第1項第3号に該当する者のうち職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は重度障害の状態にある3親等内の親族 100分の175

(3)略.....

20~24略.....

25 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった心身障害又は死亡について付則別表第3の左欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第18条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった心身障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を差し引いた残額未満である場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、100円に切り上げるものとする。

26及び27略.....

別表第1（第7条の2関係）

種別	傷病等級	金額
.....略.....略.....略.....

備考 この表に定める傷病等級に応ずる心身障害については、省令別

1の例による。

表第1の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、平成29年1月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の立川市非常勤職員公務災害補償条例の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。